

# テニスコート



砂入り人工芝 8面整備しています。

## 会場日及び利用時間

- (1) 利用期間 1月4日から12月28日まで  
定休日:毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)  
\*開場日、休場日は都合により変更することがあります。
- (2) 利用時間 8時30分～日没まで  
(夜間照明施設を使用する場合は、次のとおりになります。)  
・11月1日から3月31日まで(8:30～20:00)  
・4月1日から10月31日まで(8:30～21:00)  
・日曜日は、夜間照明施設の使用はできません。

## 占用使用料

区 分		金 額(1面当たり)
全 日	8時30分～17時00分	2,060円
半 日	8時30分～12時30分又は 13時00分～17時00分	1,020円
時 間 外	(夜間照明施設を使用しない場合) 17時00分～日没	1時間あたり 470円
	(夜間照明施設を使用する場合) 日没～20時、4月～10月は21時	1時間あたり 3,180円

## 占用以外の使用料

区 分	金 額			
	夜間照明施設を使用しない場合		夜間照明施設を使用する場合	
	2時間以内	2時間を超える時は 1時間を増すごと	2時間以内	2時間を超える時は 1時間を増すごと
小・中・高校生	160円	80円	350円	160円
上記以外	350円	160円	710円	350円

## 付属設備使用料

区 分	単 位	冷暖房設備を 使用しない場合	冷暖房設備を 使用する場合
会 議 室	1時間	80円	140円
コイン式温水シャワー	1回	100円	

## 使用料についての注意

1. 1時間未満の端数であっても1時間として計算します。

## 利用申込み及び使用料の納付について

1. 申請書は、テニス場内管理事務室及び佐賀土木事務所に用意しています。
2. 個人使用の場合は、テニス場内管理事務所で随時、受け付けています。  
但し、大会等の占用使用の場合は、森林公園管理事務所(0952-25-8989)  
に申請書を提出してください。  
なお、大会等を除き、事前に予約(占用使用)できる面数は6面までです。
3. 利用が可能である場合は、許可書を交付しますので、交付後速やかに使用料を  
納入してください。
4. 会議室等を利用される場合は、別途付属設備使用料を納付してください。